

群馬大学医学倫理委員会規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成19. 6.19 平成23. 4. 1

平成26. 4. 1 平成29. 4.25

(設 置)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科，保健学研究科，医学部及び医学部附属病院並びに生体調節研究所（以下「研究科等」という。）で行われる人間を直接対象とした医学の研究及び医療行為が，ヘルシンキ宣言等の各倫理指針の趣旨に沿った倫理的配慮のもとに行われることを目的として，群馬大学医学倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第2条 委員会は，研究科等で行われる研究及び医療行為に関し，医学系研究科長（以下「研究科長」という。）から諮問された実施計画について，倫理的・科学的観点から実施計画の適否等について審査する。

2 委員会は，実施されている，又は終了した研究について，その適正性及び信頼性を確保するための調査を行うことができる。

3 委員長は，審査又は調査結果を文書により，研究科長に報告しなければならない。

(組 織)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 医学系研究科から選出された医学系研究科の主担当を命ぜられた教授のうち基礎・基盤医学領域の教授 2人

(2) 医学系研究科から選出された医学系研究科の主担当を命ぜられた教授のうち臨床医学領域の教授 2人

(3) 保健学研究科から選出された教授 1人

(4) 生体調節研究所から選出された教授 1人

(5) 法律学の専門家等人文・社会科学の有職者 1人

(6) 国立大学法人群馬大学の職員以外の者で社会一般の立場を代表する者 1人

(7) その他委員会が必要と認めた者 若干人

2 前項の組織は，男女両性で構成されなければならない。

3 第1項の委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第4条 委員会に委員長を置き，前条第1項第1号及び第2号の委員の中から研究科長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。この場合において

第3条第1項第5号又は第6号の委員は必ず出席していなければならない。

2 実施責任者は、委員会に出席し実施計画の内容等を説明するとともに、意見を述べる
ことができる。

3 審査の判定は、出席委員全員の合意により決する。

4 審査対象となる実施計画に携わる委員は、その審査に加わることができない。

5 審査経過及び判定は記録として保存し、委員会が必要と認めた場合は公表することが
できる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞く
ことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退
いた後も同様とする。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門の事項を審査又は調査させるため、専門委員会を置くことができ
る。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は、委員会
が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、医学系研究科教授会及び保健学研究科教授会の議を経て、研
究科長が行う。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において、改正前の第3条第1項に規定する委員である者は、
施行日に第3条第1項の規定により選出された委員とみなし、その任期は、同条第3項
の規定にかかわらず、改正前の委員としての残任期間とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。